

欧州連合
商標手数料規則

1995年12月13日委員会規則(EC)NO. 2869/95
2009年3月31日委員会規則(EC)NO. 355/2009により改正
2009年5月8日施行

目次

前文

- 第1条 総則
- 第2条 規則及び規則(EC)NO. 2868/95に規定された手数料
- 第3条 長官により規定された費用
- 第4条 手数料及び費用の納付期日
- 第5条 手数料及び費用の納付
- 第6条 通貨
- 第7条 納付に関する詳細
- 第8条 みなし納付日
- 第9条 納付額の不足
- 第10条 些少額の還付
- 第11条 欧州共同体を指定する国際登録の個別手数料
- 第12条 欧州共同体を指定する国際登録の更新のための個別手数料
- 第13条 保護の拒絶後の手数料の還付
- 第14条
- 第15条 施行

前文

欧州共同体委員会は、
欧州共同体を設立する条約を顧慮し、
共同体商標に関する 2009 年 2 月 26 日理事会規則(EC)207/2009 及び特に第 144 条を顧慮し、
共同体商標に関する理事会規則(EC)N0. 40/94 を具体化した 1995 年 12 月 13 日委員会規則
(EC)2868/95 を顧慮し、
規則(EC)N0. 207/2009(以後「規則」という)の第 144 条(3)は手数料規則が規則第 163 条に規
定された手続に従い採択されるべき旨規定されているが故に、
規則第 144 条(1)は手数料規則が特に諸手数料の額及びそれらが納付されるべき方法を定め
るべき旨を規定しているが故に、
規則第 144 条(2)は諸手数料の額についてそれに関する収入が確実に欧州共同体商標意匠庁
(以後「庁」という)の予算と原則として均衡すべき水準に決定すべき旨規定しているが故に、
しかしながら、庁の初期段階では、規則第 139 条(3)に従い、欧州共同体からの一般予算から
の補助金が存在する場合に限り、均衡を達成することができるが故に、
共同体商標出願の基本手数料は規則第 38 条(4)に従い構成国の各中央工業所有権庁に対して
庁が各調査報告書について支払わなければならない額を含むべきであるが故に、
必要な融通性を確保するため、庁の長官(以後「長官」という)は、一定の条件に従うことを
条件として、庁が提供することができる役務に関して庁向けに納付を要することがありうる
費用、庁のデータベースを閲覧に供し、このデータベースの内容を機械読み取り可能な様式
で利用に供する費用を規定し、かつ、その刊行物を販売する費用を決定する権限を付与され
るべきであるが故に、
手数料及び費用の納付を容易にするため、長官は本規則に明確に規定されたものに追加して
納付方法決定の権限を付与されるべきであるが故に、
庁に納付を要する手数料及び費用は庁の予算に使用される通貨単位と同一に決定されるべき
であるが故に、
庁の予算はユーロで決定されているが故に、
更に、ユーロによるこれらの額の決定は、交換レートの変動から由来することがありうる差
異を回避するが故に、
現金による納付は、庁がその事務所を有する構成国の通貨により行われるべきであるが故に、
本規則において想定した措置は、規則第 163 条に基づいて確立した委員会の意見に従うもの
であるが故に、
本規則を採択した。

第 1 条 総則

次を本規則に従い賦課する。

- (a) 規則及び規則(EC)N0. 2868/95 に規定された通り庁に対して納付されるべき手数料
- (b) 第 3 条(1)及び(2)に従い長官により規定された費用

第 2 条 規則及び規則(EC)N0. 2868/95 に規定された手数料

第 1 条(a)に基づいて庁に納付されるべき手数料は、次の通りとする。

(ユーロ建て)

1	個別標章出願の基本手数料(第 26 条(2), 規則 4(a))		1050
1a	調査手数料 (a) 共同体商標出願について(第 38 条(2), 規則 4(c)) (b) 欧州共同体を指定した国際登録について(第 38 条(2)及び第 155 条(2), 規則 10(2))	12 ユーロを第 38 条(2)で言及した中央工業所有権庁数により乗じた額;額及び事後の変更は庁の公報で庁により公告される。	
1b	電子的手法(第 26 条(2), 規則 4(a))	個別標章出願の基本手数料	900
2	個別標章について 3 を超える商品及び役務の各クラスの手数料(第 26 条(2), 規則 4(a))		150
3	団体標章の出願について基本手数料(第 26 条(2)及び第 66 条(3), 規則 4(a)及び規則 42)		1800
4	団体標章について 3 を超える商品及び役務の各クラスの手数料(第 26 条(2)及び第 66 条(3), 規則 4(b)及び規則 42)		300
5	異議申立手数料(第 41 条(3); 規則 18(1))		350
6	「削除」		
7	個別標章の登録の基本手数料(第 45 条)		0
8	個別標章について 3 を超える商品及び役務の各クラスの手数料(第 45 条)		0
9	団体標章の登録についての基本手数料(第 45 条及び第 66 条(3))		0
10	団体標章について 3 を超える商品及び役務の各クラスの手数料(第 45 条及び第 66 条(3))		0
11	登録手数料遅延納付の追加手数料(第 162 条(2)(a))		0
12	個別標章更新の基本手数料(第 47 条(1), 規則 30(2)(a))		1500
12a	電子的手法による個別標章更新の基本手数料(第 47 条(1), 規則 30(2)(a))		1350
13	個別標章についての 3 を超える商品及び役務の各クラスの更新手数料(第 47 条(1), 規則 30(2)(b))		400
14	団体標章更新の基本手数料(第 47 条(1)及び第 66 条(3), 規則 30(2)(a)及び規則 42)		3000
15	団体標章についての 3 を超える商品及び役務の各クラスの更新手数料(第 47 条(1)及び第 66 条(3), 規則 30(2)(b)及び規則 42)		800
16	更新手数料遅延納付又は更新請求の提出遅延についての追加手数料(第 47 条(3), 規則 30(2)(c))	最大 1500 ユーロとして, 遅延納付した更新手数料の 25%,	
17	取消申請又は無効宣言申請の手数料(第 56 条(2), 規則 39(2))		700
18	審判請求手数料(第 60 条, 規則 49(1))		800
19	原状回復を求める申請手数料(第 81 条(3))		200
20	共同体商標出願又は共同体商標の次のもの向け変更の申請についての手数料(第 113 条(1), また第 159 条(1)も同様;規則 45(2), また規則 123(2))		200

	も同様) (a) 国内商標出願向け (b) マドリッド協定又はマドリッド議定書に基づく構成国の指定向け	
21	手続継続の手数料 (第 82 条(1))	400
22	登録済共同体商標の分割宣言の手数料(第 49 条(4)又は共同体商標の出願手数料(第 44 条(4))	250
23	登録済共同体商標に関するライセンス又は他の権利の登録申請(第 162 条(2) (c), 規則 33(1)) 又は共同体商標の出願(第 162 条(2) (d), 規則 33(4))に関するライセンス又は他の権利の登録申請の手数料 a) ライセンスの付与 b) ライセンスの移転 c) 物権の創出 d) 物権の移転 e) 財産の差押	1 登録当り 200 ユーロ, ただし, 複数請求が同一出願により又は同時に提出された場合は, 合計 1000 ユーロを超えないこと
24	ライセンス又は他の権利の登録の取消手数料 (第 162 条(2) (e), 規則 35(3))	1 取消当り 200 ユーロ, ただし, 複数請求が同一出願により又は同時に提出された場合は, 合計 1000 ユーロを超えないこと
25	登録済共同体商標の変更手数料(第 162 条(2) (f), 規則 25(2))	200
26	共同体商標の出願書類の写の発行手数料(第 162 条(2) (j), 規則 89(5)), 登録証の写の発行手数料(第 162 条(2) (b), 規則 24(2)又は登録簿からの写の発行手数料(第 162 条(2) (g), 規則 84(6))	
	a) 非公認謄本又は抄録	10
	b) 公認謄本又は抄録	30
27	ファイルの閲覧手数料(第 162 条(2) (h), 規則 89(1))	30
28	出願書類の写の発行手数料(第 162 条(2) (i), 規則 89(5))	
	a) 非公認謄本	10
	b) 公認謄本	30
	10 ページを超える 1 ページ当り加算	1
29	ファイル中の情報の伝達についての手数料(第 162 条(2) (k), 規則 90)	10
30	返還されるべき手続費用決定の再審査を求める手数料(第 162 条(2) (1)), 規則 94(4))	100
31	国際出願の庁における提出の手数料(第 147 条(5))	300

第 3 条 長官により規定された費用

1. 長官は第 2 条に指定された以外で庁により提供された役務について賦課すべき額を規定する。
2. 長官は共同体商標公報及び庁の公報並びに庁による発行のその他の刊行物について

賦課すべき額を規定する。

3. 費用の額はユーロで規定する。

4. 第1項及び第2項に従い長官により規定された費用の額は、庁の公報により公告される。

第4条 手数料及び費用の納付期日

1. 手数料及び費用であって、納付期日が規則又は規則 NO. 2868/95 に指定されていないものは、当該手数料又は費用が関係する役務についての請求受取の日付を以って納付期日とする。

2. 長官は該当する手数料又は費用の前払に応じて第1項に記載の役務を行わない決定をすることができる。

第5条 手数料及び費用の納付

1. 庁に納付すべき手数料及び費用は、次の通り納付する

(a) 庁が保有する銀行口座に対する支払又は振替による。

(b) [削除]

(c) [削除]

2. 長官は第1項に定めた納付方法以外の納付方法、特に、庁が保有する当該口座への預託の方法を許可することができる。

3. 第2項に従って行われた決定は、庁の公報により公告される。

第6条 通貨

すべての納付は、第5条(2)に従い長官により許可された納付方法を含め、ユーロにより行う。

第7条 納付に関する詳細

1. 各納付では納付を行う者の名称を表示しなければならず、かつ、当該納付の目的を庁が直ちに判定できるような必要情報を含まなければならない。特に、次の情報は提供されなければならない。

(a) 出願手数料が納付される時は、納付の目的、すなわち「出願手数料」

(b) 登録手数料が納付される時は、登録の基礎である出願番号、納付の目的、すなわち「登録手数料」

(c) 異議申立手数料が納付される時は、異議申立対象の共同体商標についての出願番号及び出願人の名称並びに納付の目的、すなわち「異議申立手数料」

(d) 取消手数料及び無効手数料が納付される時は、出願対象の共同体商標の登録番号及び所有者の名称並びに納付の目的、すなわち「取消手数料」又は「無効手数料」

2. 納付の目的が直ちに判定できない場合は、庁は指定することができる期間内にこの目的について書面により通知するよう納付人に対して要求する。その者がこの請求に適時に応じない場合は、当該納付は行われなかったものとみなされる。納付された額は還付される。

第8条 みなし納付日

1. 何らかの納付が庁に対して行われたとみなされるべき日付は、次の通りとする。

(a) 第5条(1)(a)に掲げた場合は、支払又は振込の額が庁の保有する銀行口座に実際に入った日付

(b) 「削除」

(c) 「削除」

2. 長官が第5条(1)に規定された手数料納付方法以外の納付方法を第5条(2)に従い許可する場合は、長官はまた当該納付が行われたものとみなされるべき日付も規定する。

3. 第1項及び第2項に従い手数料の納付が納付期間の満了までに行われたとみなされない場合において、納付を行った者が次の者である証拠を庁に提出したときは、この期間が遵守されたものとみなされる。

(a) 構成国において、納付をすべきであった期間内に、

(i) 「削除」

(ii) 適時に銀行施設に納付額の振込を指示していた、又は

(iii) 「削除」

(b) 関係する手数料又は諸手数料の10%で200ユーロを超えない割増手数料を納付した。

(a)項に従う条件が納付期間の満了10日前に成就された場合は割増手数料の納付は不要となる。

4. 庁は納付を行った者に第3項(a)に従う条件が成就した日付に関する証拠を提出するよう、また必要な場合は第3項(b)に言及した割増手数料を指定する期間内に納付するよう請求することができる。その者がこの請求に従わないか若しくは当該証拠が不十分なとき又は必要な割増手数料が適時に納付されないときは、納付期間は遵守されなかったものとみなされる。

第9条 納付額の不足

1. 納付の期限は、手数料の全額が適時に納付されたときに限り、原則として、遵守されたものとみなされる。手数料が全額納付されないときは、納付済の額は納付期間の満了後に還付される。

2. 庁は、しかしながら、期間の末前の残存期間内にこれが可能な限り、納付を行う者に対し、不足額を納付させる機会又はこれが正当化されるとみなされる場合は納付を行う者の権利を損なうことなく何らかの不足の小額を看過する機会を与えることができる。

第10条 些少額の還付

1. 過剰額が手数料又は費用として納付された場合は、額が些少であり、かつ、当事者が還付を明確に請求しなかったときは、還付しない。長官は何が些少額とみなされるかを決定する。

2. 第1項に従う長官による決定は庁の公報により公告される。

第11条 欧州共同体を指定する国際登録の個別手数料

1. 欧州共同体を指定する国際出願の出願人は、国際事務局にマドリッド議定書第8条(7)に従い欧州共同体の指定について個別手数料を納付しなければならない。

2. 欧州共同体を指定する領域拡張の請求を提出し、その後国際登録を行った国際登録の所有者は、マドリッド議定書第8条(7)に従い欧州共同体の指定について個別手数料を国際事務局に納付しなければならない。

3. 第1項又は第2項に基づく手数料の額はマドリッド協定及びマドリッド議定書に基く共

通規則の規則 35(2)に従い世界知的所有権機関の事務総長により制定された通り、次の額と同等のスイス・フランとする。

a) 個別標章；870 ユーロ、適用可能な場合は、3 を超える商品及び役務の各クラスについて 150 ユーロ加算

b) 規則(EC)N0. 2868/95 の規則 121(1)で言及した団体標章について；1620 ユーロ、適用可能な場合は、3 を超える商品又は役務の各クラスについて 300 ユーロ加算

第 12 条 欧州共同体を指定する国際登録の更新のための個別手数料

1. 欧州共同体を指定する国際登録の所有者は、国際事務局に対して、国際登録の更新についての手数料の 1 部として、マドリッド議定書第 8 条(7)に従い欧州共同体の指定についての個別手数料を納付する必要がある。

2. 第 1 項で言及した手数料の額はマドリッド協定及びマドリッド議定書に基く共通規則の規則 35(2)に従う世界知的所有権機関の事務総長により制定された通り、次の額のスイス・フラン同等額とする。

a) 個別標章について；1200 ユーロ、国際登録に含まれた 3 を超える商品及び役務の各クラスについて 400 ユーロ加算

b) 委員会規則(EC)N0. 2868/95 の規則 121(1)で言及した団体標章について；2700 ユーロ、国際登録に含まれた 3 を超える商品及び役務の各クラスについて 800 ユーロ加算

第 13 条 保護の拒絶後の手数料の還付

1. 拒絶が欧州共同体指定に含まれた商品及び役務の全部又は一部のみの何れかである場合は、理事会規則(EC)N0. 207/2009 の第 154 条(4)又は第 156 条(4)に従い還付されるべき手数料の額は、次の通りとする。

(a) 個別標章について；第 2 条中の表の第 7 項に記載された手数料に相当する額、3 を超える国際登録に含まれた商品及び役務の各クラスについてその表の第 8 項に記載された手数料に相当する額を加算

(b) 団体標章について；第 2 条中の表の第 9 項に記載された手数料に相当する額、3 を超える国際登録に含まれた商品及び役務の各クラスについてその表の第 10 項に記載された手数料に相当する額を加算

2. 還付は規則(EC)N0. 2868/95 の規則 113(2) (b)及び(c)又は規則 115(5) (b), (c)及び(6)に従い国際事務局への連絡が発せられ次第、行われる。

3. 還付は国際登録の所有者又はその者の代理人あてに行われる。

第 14 条

第 1 条から第 10 条までは国際事務局に納付されるべき個別手数料には適用されない。

第 15 条 施行

本規則は欧州共同体の公報によるその公告後 7 日目に施行される。

本規則は全構成国においてその完全形態で拘束し、かつ、直接に適用される。